

## 熊本市老人クラブ結成助成金交付要綱

制定	昭和48年	4月	1日	制定
改正	昭和63年	4月	1日	改正
	平成21年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	6月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成30年	3月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	令和2年	3月30日		高齢福祉課長決裁
	令和4年	3月	4日	健康福祉局長決裁
	令和5年	10月	1日	高齢福祉課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人の生きがいを高める老人クラブの結成を促進し、老人福祉の増進に寄与することを目的として、老人クラブの新規結成に対し、老人クラブ結成助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる老人クラブは、本市内において新たに結成したおおむね30名以上の会員を有する老人クラブとする。ただし、既成の老人クラブが複数のクラブに分離し、再発足する場合は、それらのクラブは助成の対象とはならない。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、20,000円とする。

### (交付の申請等)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする老人クラブ（以下「申請者」とする。）は、熊本市老人クラブ結成助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

(1) 会則

(2) 会員名簿

2 補助金等交付規則第9条に規定する実績報告は、前項に規定する交付の申請を行うことによりなされたものとみなす。

### (交付決定等)

第5条 補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査により補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、助成金を交付する決定をするときは、必要な条件を付するものとする。

2 助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を老人クラブ結成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、速やかに交付するものとする。

3 補助金等交付規則第10条に規定する交付すべき助成金の額の確定は、前項に規定する交付の決定を行うことによりなされたものとみなす。

4 助成金の交付の申請があった場合において、助成金の交付を不相当と認めたときは、不交付決定を行い、熊本市老人クラブ結成助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

### (関係書類の整備)

第6条 助成金の交付を受けた老人クラブ（以下「助成事業者」という。）は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。

2 前項に規定する書類等の保存期間は助成事業完了後5年間とする。

### (調査及び是正措置)

第7条 市長は、必要と認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関する資料の提出を求める等必要な調査を行うことができることとする。

2 前項の調査により不適正な事項があったときは、助成事業者に対し、その是正の指導、交付決定の取消しその他の必要な措置をとることとする。

### (助成金の返還)

第8条 助成事業者が助成事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市老人クラブ結成助成金支給要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

熊本市老人クラブ結成助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

老人クラブ名： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_校区 \_\_\_\_\_町内（地区）

（代表者）住 所：熊本市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

氏 名：会長 \_\_\_\_\_

電 話：自宅（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

携帯（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

年 月 日付で老人クラブを結成しましたので、熊本市老人クラブ結成助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称  
熊本市老人クラブ結成助成金
- 2 申請の目的及び内容  
老人福祉の増進に寄与することを目的として、老人の生きがいを高める老人クラブを新規結成したもの
- 3 交付を受けようとする助成金の額  
金額 20,000円
- 4 添付書類  
(1) 会則  
(2) 会員名簿

発第 号  
年 月 日

住所  
申請者 名称  
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ結成助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市老人クラブ結成助成金については、熊本市老人クラブ結成助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定し、支給しますので通知します。

記

- 1 助成事業の名称  
熊本市老人クラブ結成助成金
- 2 助成金交付決定額  
20,000円
- 3 交付の条件及び指示
  - (1) この助成金は本事業の目的以外に使用することはできない。
  - (2) 助成条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が助成を不相当と認めたときは、助成の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - (3) 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
  - (4) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号（第5条関係）

発第 号  
年 月 日

住所  
申請者 名称  
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ結成助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市老人クラブ結成助成金については、下記の理由により不交付と決定したので、熊本市老人クラブ結成助成金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

不交付決定の理由